平成２６年（フ）第１７８号
長野市大字東和田906番地３
債務者　大河内幸子
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9863番地１　特別養護老人ホーム菜の花苑
債務者　小林　昭道
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
長野市大字南長池840番地
債務者　西内　秀子（旧姓原口）
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
長野市大字上駒沢133番地２　駒沢新町団地Ｆ―611
債務者　柳沢恵美子（旧姓待井）
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
長野県須坂市明徳５番地３
債務者　町田　和男
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２７号
三重県四日市市川北２丁目12番５号
債務者　寺尾　徳子
１　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
三重県四日市市泊山崎町15番１号　ロイヤル東海泊山406
債務者　前田　拓宏（旧姓川北）
１　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２４４号
三重県四日市市大字塩浜3061番地４
債務者　川久保和代
１　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
三重県桑名市大字友村360番地
債務者　吉田　淳哉
１　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１１１７号
京都市山科区川田南畑町26番地８
債務者　茂松未次郎こと　尹　未次郎
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４３号
京都市南区東九条東松ノ木町１番地　東松ノ木市営住宅１棟204号
債務者　冨原　静子
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７４号
京都市伏見区西浜町722番地２
債務者　米澤　政治
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７５号
京都市東山区松原通大和大路東入２丁目轆轤町84番地
債務者　田中　裕也
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８９号
京都市山科区北花山大林町81番地
債務者　植浦　弘和
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９０号
京都市山科区竹鼻堂ノ前町43番地　イーグルコートブランシェ801号
債務者　石田　真大
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３６９号
奈良市右京２丁目１番地の２　平城第２団地39―201
債務者　照本　善造
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３２１号
愛媛県松山市西垣生町1222番地
債務者　大原　　昇
１　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
松山地方裁判所民事部